

令和5年度能代市企業支援ガイド

～ がんばる商工業者を応援します ～



項目	事業名等	事業内容	問合せ先
起業支援等	起業等について相談したい 起業等相談窓口	起業や既存企業の新事業分野への進出などを総合的に支援するため、専門の相談員がご相談をお受けします。 ■相談員 渡部寿一 ■開設日 毎週木曜日（祝日に当たる場合は翌日。12月29日～1月3日を除く） ■相談時間 午前10時、午前11時、午後1時、午後2時 ※1件1時間以内を原則とする。 ■開設場所 市役所本庁舎 2階 相談室9 ■相談方法 面談 ※完全予約制（無料） ■対象者 市内で起業、新事業分野への進出等を行う計画のある個人・企業など ※起業・進出から間もない個人・企業やUターン希望者、学生等を含む ■内容 事業計画診断、経営全般、経営の健康診断、販売・マーケティング、ビジネスマッチング、商品開発、事業承継、各種支援制度等の情報提供ほか ■申し込み 書面または電子メールで相談の1週間前までに商工労働課へ ※個人・企業の自助努力に対して専門的見地から診断・助言を行うものであり、実務や取引先等のあっせんを行うものではありません。	商工労働係 ☎89-2186
	新たに事業を始めたい 起業支援事業費補助金	市内で新たに事業を始めたい方、または設立予定の中小企業を支援します。 ■対象者 市税等の完納者で、次のいずれかに該当する起業家 (1) 市内に住所を有する個人 (2) 事業開始時に市内へ転入する予定の市外居住者 (3) 市内において、当該年度の3月31日までに設立予定の中小企業（設立から当該年度の4月1日現在まで1年未満を含む） ■要件 次の要件全てを満たす必要があります。 (1) 当該年度の4月1日現在、事業経営を行っていないこと（事業経営を開始してから1年未満を含む） (2) 市内に店舗、事務所等の補助事業の中心となる施設を置くこと (3) 当該年度の3月31日までに事業経営を開始すること ■対象経費 謝金、旅費、機械器具費、事業拠点費、宣伝広告費、委託費、人材育成費、人件費、会議事務費等 ■補助率 補助対象経費の3/4 ■限度額 1者当たり上限100万円 ■募集受付 募集期間を定め、選考書類を受け付けします。 ※選考はプレゼンテーション審査により行います。 ※農林水産業等は対象外です。（詳しくはお問い合わせください）	
	新規分野に参入したい 新規分野参入支援事業費補助金	現在営業している分野と違う分野へ参入しようとする市内の事業者を支援します。 ■対象者 市税等の完納者で、市内で1年以上営業している事業者（個人を含む） ■要件 当該年度の3月31日までに新規分野（申請時に事業経営している業種と日本標準産業分類の中分類が異なる業種）の事業経営を開始すること ■対象経費 謝金、旅費、機械器具費、事業拠点費、宣伝広告費、委託費、人材育成費、人件費、会議事務費等 ■補助率 補助対象経費の3/4 ■限度額 1者当たり上限100万円 ■募集受付 募集期間を定め、選考書類を受け付けします。 ※選考はプレゼンテーション審査により行います。 ※原則として、農林水産業等からの事業参入、または農林水産業等への事業参入は対象外です。（詳しくはお問い合わせください）	

項目	事業名等	事業内容	問合せ先
商品開発支援	新商品を開発したい 新商品開発支援事業費補助金	新商品を開発しようとする市内の事業者または新規創業者を支援します。 ■対象者 市税等の完納者で、次のいずれかに該当する方 (1) 市内に事業拠点を置く事業者（個人を含む） (2) 市内において、当該年度の3月31日までに設立予定の法人 ■要件 当該年度の3月31日までに新商品（独自に発想されたと認められる商品もの）または地域資源を活用・工夫した商品で、他者の知的財産権を侵害しないものを商品化すること（最低限、試作品の完成が条件） ■対象経費 謝金、旅費、原材料費、機械器具費（賃借料）、宣伝広告費、委託費、人材育成費、人件費、会議事務費等 ■補助率 補助対象経費の3／4 ■限度額 1者当たり上限100万円 ■募集受付 募集期間を定め、選考書類を受け付けします。 ※下の地域産業資源活用商品化に引き続き、この補助金を受けようとする場合の補助金の額は、70万円を上限とします。 ※選考はプレゼンテーション審査により行います。 ※対象外となる業種があります。（詳しくはお問い合わせください）	
	地域資源を使った商品を作りたい 地域産業資源活用商品化事業費補助金	秋田杉、白神ネギなどの農林水産物、鉱工業品やその生産技術、文化財や観光資源などの地域産業資源を活用し商品開発をしようとする方を支援します。 ■対象者 市税等の完納者で、次のいずれかに該当する方 (1) 地域産業資源を活用した商品化 ①市内に住所を有する個人 ②市内に事業所を有する法人もしくは団体 ③上記に定める市民または法人もしくは団体のいずれか2者以上で構成するグループ (2) 農商工連携による商品化 市内に住所を有する個人、市内に事業所を有する法人もしくは団体のいずれか2者以上で構成するグループ ■要件 当該年度の3月31日までに商品化（試作品の完成）すること ■対象経費 謝金、旅費、原材料費、機械器具費（賃借料）、委託費、人材育成費、人件費、会議事務費等 ■補助率 補助対象経費の3／4 ■限度額 1者当たり上限30万円 ■募集受付 募集期間を定め、選考書類を受け付けします。 ※選考はプレゼンテーション審査により行います。	
販路開拓支援	販路開拓支援事業費補助金	自社で開発した製品、技術、サービス等の販路、事業提携先等を開拓しようとする市内の事業者を支援します。 ■対象者 市税等の完納者で、市内に事業拠点を置く事業者（個人を含む） ■要件 (1) 当該年度の3月31日までに展示会、見本市等への出展その他の方法による販路開拓をすること (2) 展示会等は、販売が主目的でなく商談が見込めるものであること ■対象経費 謝金、旅費、宣伝広告費、委託費、人材育成費、人件費、会議事務費、会場費、搬送費、通訳・翻訳料、IT活用費等 ■補助率 補助対象経費の3／4 ■限度額 1者当たり上限100万円 ■募集受付 募集期間を定め、選考書類を受け付けします。 ※選考はプレゼンテーション審査により行います。 ※対象外となる業種があります。（詳しくはお問い合わせください）	商工労働係 ☎89-2186

項目	事業名等	事業内容	問合せ先
企業立地・企業支援関係	工場などを団地等に新・増設したい 商工業振興促進助成金制度	【工場などを新・増設した場合】 ■種 別 工場、ソフトウェア事業所、卸売商業施設、製造等関連サービス事業所、研究施設、再生可能エネルギー発電事業所 ■要 件 投下固定資産総額3,000万円超、新規常勤雇用者が3人以上（再エネ発電は10人以上） ■助成内容等 ◇用地取得助成金 能代工業団地、能代木材工業団地内に、3,000㎡以上の土地を取得し、3年以内に操業開始した場合 交付額：取得価格の25%（限度額：2億円） ◇研究施設設置助成金 研究施設を新設等した場合 交付額：建物又は償却資産の取得価格の25%（限度額：2億円） ◇雇用奨励金（3年間） 市内に住所を有する新規常勤雇用者を1年間継続して雇用した場合 交付額：雇用者1人につき10～30万円／年（限度額：3,000万円） ◇土地・建物賃借料助成金（3年間） 土地または建物を賃借により新設等した場合 交付額：賃借料の30%（限度額：600万円） ◇固定資産税の課税免除・減免（5年間：再エネ発電1/2、その他は全額） 工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業の用に供されるもの及び工場の敷地 ※情報通信関連サービス事業所（コールセンターなど）を新・増設した場合（新規常勤雇用者が10人以上）も助成対象となります。（詳しくはお問い合わせください）	
	L E D照明・太陽光発電設備を導入したい 商工業カーボンニュートラル推進事業費補助金	事業所等の「照明設備をL E D型に更新」または「自家消費目的の太陽光発電設備導入」を支援します。 ■対 象 者 市内に事業所がある商工業事業者（農林水産業は除く） ■要 件 （1）従業員（雇用保険法の被保険者である者に限る。）を3人以上雇用していること （2）市内の事業所等に自らの事業に使用する目的で設置する設備であること （3）市内の事業所に発注すること など ■補 助 率 補助対象経費の1/2 ■限 度 額 1事業者当たり上限50万円	産業立地推進室 ☎89-2924
	水害対策に関する取り組みを支援 工場等事業継続対策事業費補助金	水害発生時における生産機能の維持及び事業の継続を図るための予防対策を支援します。 ■対 象 者 工場、ソフトウェア事業所、卸売商業施設、製造等関連サービス事業所、研究施設、情報通信関連サービス事業所 ■要 件 （1）自社の所有であり、事業活動に使用する工場等において、水害予防対策として実施する事業 （2）従業員（雇用保険法の被保険者である者に限る。）を10人以上雇用している者または雇用する見込みである者。 （3）市内の事業所に発注すること など ■補 助 率 補助対象経費の1/2 ■限 度 額 1事業者当たり上限200万円	
	地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）	地域の振興や活性化につながる事業を支援します。 ■融資限度 最大25億3,000万円 （貸付対象費用から補助金を控除した額の45%以内） ■条 件 新規雇用者1人以上 設備投資総額1,000万円以上 等 ■貸付期間 15年以内 ※条件等は変更になる場合がありますので、お問合せください。 ■貸付利率 無利子	商工労働係 ☎89-2186

項目	事業名等	事業内容	問合せ先
人材育成支援	就業資格取得支援事業費補助金	求職者の就業機会の拡大と、技能労働者の技術向上を図るため、就職及び仕事に役立つ資格を取得する際の経費の一部を助成します。 ■対象者 ○求職者（公共職業安定所に求職登録をしている方） ○技能労働者（本市の区域内に所在する事業所に勤務する方を除きます。） （本市の区域内において、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる建設業及び製造業のうち豊製造業に従事する者） ■要件 上記対象者のうち、次の要件を全て満たす方 （１）市内に住所を有している （２）自身で資格取得に要する経費を支払った（未成年者の場合は保護者の支払を含む） （３）市税を完納している（未成年者の場合は、保護者が市税を完納していること） （４）その他市の補助金の交付を受けていない （５）資格取得日または経費支払後６ヶ月以内の申請であること ■対象資格 関連ファイルのダウンロードの「対象資格一覧」をご覧ください。 ■対象経費 資格取得に必要な研修等の受講料（教材費を含む）、受験料、資格の登録に係る費用（参考書の購入や旅費等は除く） ■補助率 補助対象経費の１／２ ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は全額 ■限度額 １人最大１０万円、同一年度１回限り	商工労働係 ☎89－2186
	地元企業人材育成支援事業費補助金	従業員の人材育成に取り組む事業者を支援します。 ■対象者 市税等の完納者で、市内で事業を営んでいる事業者 ■対象資格 国家試験及び国家資格、その他業務に必要な公的資格及び民間資格 ■要件 能代市内の事業所に勤務する従業員に次のいずれにも該当する資格等を取得させたものであること。 （１）対象となる経費の全額を事業者が負担した資格等であること （２）国や県、その他の機関、団体等から補助金等の交付を受けていないこと （３）資格取得日または経費支払後６ヶ月以内の申請であること ■対象経費 資格等の取得に必要な研修等の受講料、受験料、資格の登録に係る費用 ■補助率 補助対象経費の１／２ ■限度額 同一年度内１事業者上限２０万円	

項目	事業名等	事業内容	問合せ先
商店街活性化関係	空き店舗を使って開業したい 空き店舗流動化支援事業	中心市街地活性化計画の重点区域内にある空き店舗の流動化を促して商店街の振興を図るため、開業者と店舗の賃貸者へ助成します。 ■対象区域 中心市街地活性化計画の重点区域内 ■助成内容等 【空き店舗を取得し開業しようとする方】 ◇店舗部分の固定資産税相当額を最大24か月間助成 補助上限：12か月当たり10万円 ◇所有権移転登記に係る登録免許税相当額を助成 補助上限：20万円 ◇改装費の1/2を助成 補助上限：120万円または3万円/㎡のいずれか低い額 【空き店舗を借りて開業しようとする方】 ◇改装費の1/2を助成 補助上限：120万円または3万円/㎡のいずれか低い額 ◇賃借料の1/2を最大24か月助成 補助上限：1か月あたり3万円 【空き店舗を貸そうとする方】 ◇店舗の土地・建物に係る固定資産税相当額を最大24か月間助成 補助上限：12か月当たり10万円 【旧店舗兼住宅】 ◇旧店舗兼住宅について、店舗と住宅を分けて利用する為の工事費の1/3を上せ助成。 補助上限：300万円	
	商店街でイベントをしたい きらめくのしろの商店街支援事業	地域経済の活性化を図るため、商店街団体等が自ら取り組む事業に対して、事業費の一部を助成します。 ■助成内容等 【地域経済の活性化に資する物産販売、イベント等を行う事業】 ◇補助額 ①と②の合計額 ①補助対象経費(②の経費を除く)の2/3の額 ②専門家のアドバイスにかかる経費の10/100の額 ◇限度額 ①基本額10万円+申請団体等の会員数×2万円(上限100万円) ※2以上の団体で連携して実施する場合、次の額を①に加算。 連携団体が当該事業を実施するとした場合の①の経費の1/10の額 ②上限10万円 【地域経済の活性化に資する各種調査研究、勉強会等を行う事業】 ◇補助率 補助対象経費の10/100 ◇限度額 上限20万円	中心市街地活性化室 ☎89-1414
	店舗等の外観を改修したい 街なか商店街イメージアップ事業	街なか商店街の景観向上によるイメージアップを図るため、通りに面する建物の景観改修に要する費用の一部を助成します。また、木都能代のPRを図るため、木工調度品の導入費用の一部を助成します。 ■助成内容等 【景観改修】 ◇対象建物 中心市街地活性化計画の重点区域内にある指定した路線に面した建物(前面改修) ◇補助率等 ◇外壁の木質化、木製看板設置等 補助率1/2(上限50万円) ◇外壁塗装、シャッター塗装、日除けテント設置等 補助率1/5(上限20万円) 【木工調度品導入】 ◇対象者 中心市街地活性化計画の重点区域内の営業店舗等 ◇補助率等 補助率1/5(上限20万円)	

項目	事業名等	事業内容	問合せ先
生産性向上	事業の効率化や生産性を向上したい 中小企業等 ICT技術等 導入支援 補助金	ICT技術等の導入によるデジタル改革等により業務の効率化や生産性向上を図る事業者を支援します。 ■対象者 市内に事業所等を有する法人（大企業及びみなし大企業を除く） 又は個人事業者（農林漁業を除く） ■要件 （１）「ICT技術等導入前適正化診断（※）」により提案されたICT技術等を導入して業務効率化、生産性向上を図るものであること （２）事業終了後３年間、従業員数を維持すること ■補助率等 事業費の１／２以内（上限３００万円） ■募集受付 募集期間を定め、選考書類を受け付けします。 ※選考はプレゼンテーション審査により行います。 ※対象外となる業種があります。（詳しくはお問い合わせください。） ※「ICT技術等導入前適正化診断」は、ICTの専門家が訪問し、アドバイスを行う事業（無料）です。	産業立地推進室 ☎89-2924
融資関係	中小企業融資 あっせん制度 （マル能）	事業資金の融資をあっせんします。 ■融資限度 一般企業融資と小規模企業融資は２，０００万円まで 創業者融資は１，０００万円まで ■資金使途 運転資金または設備資金 ■貸付期間 １０年以内 ■貸付利率 一般企業融資 年１．７５％以内 小規模企業融資と創業者融資 年１．５５％以内 【保証料補給】当該融資に係る信用保証料は全額市が負担します。 【利子補給】小規模企業者と創業者には利子補給を行います。（Ｒ８年３月融資実行分まで） ◇補給率 貸付利率の１／２ ◇補給期間 融資を受けた日から２年間	商工労働係 ☎89-2924
人材確保	能代市仕事情報 サイト－MyWork のしる－ 【能代市求人サ イト】	市内企業の求人情報を無料で掲載できる求人サイトです。 掲載した求人情報は「Workin」「Indeed」といった求人メディアサイトにも自動的に連携し掲載されるため、市内外に広く求人情報を発信することが可能です。また、求人票の掲載内容について、求職者の目に留まりやすく、WEB検索にヒットしやすい方法などのアドバイスや添削を受けられます。 ●掲載条件 １．能代市内の求人であること （八峰町内の場合は、八峰町役場産業振興課へお問い合わせください。） ２．正規雇用もしくはそれに準ずる求人内容であること ●掲載申込についての詳細は、右記QRコードよりご覧ください。→ 	

能代市環境産業部商工労働課

〒016-8501

秋田県能代市上町１番３号

能代市役所本庁舎 ２階

T E L 0185-89-2186（商工労働係）

T E L 0185-89-2924（産業立地推進室）

F A X 0185-89-1415

【U R L】 <https://www.city.noshiro.lg.jp>

〒016-0821

秋田県能代市畠町１０番８号

畠町新拠点

T E L 0185-89-1414（中心市街地活性化室）

F A X 0185-89-1775

【E-m a i l】 syokou@city.noshiro.lg.jp